

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る鳥獣保護区の名称  
倉尾小学校鳥獣保護区
- 二 解除に係る鳥獣保護区の区域  
平成二年埼玉県告示第千二百九十一号で告示した区域
- 三 指定を解除する日  
平成二十八年十一月一日